

平成24年度

環境保全型農業直接支援対策の概要



農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっています。

農林水産省は、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を行っています。

環境保全型農業直接支払交付金

1 対象農業者

次の①及び②の要件を満たす、販売を目的として生産を行う「農業者（法人を含む）」、「共同販売経理を行う集落営農」、「農業者グループ（共同販売経理を行わない）」が支援の対象となります。

- ① エコファーマー認定を受けていること(注)
- ② 農業環境規範に基づく点検を行っていること

(注)共同販売経理を行う集落営農、導入指針が定められていない作物を栽培する農業者、有機農業に取り組む農業者については、エコファーマー認定に関する特例措置を利用することができます。

2 支援対象取組

支援の対象となる取組は、以下の地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組です。(①～⑥のいずれかの取組で可)

1 化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**カバークロップ**を組み合わせた取組

《カバークロップのチェックポイント》

- ①□ 購入伝票等により標準播種量以上に播種を行ったことが確実に認められること
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること

「カバークロップ」とは…5割以上低減する取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組

2 化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**リビングマルチ**を組み合わせた取組

《リビングマルチのチェックポイント》

- ①□ 購入伝票等により標準播種量以上に播種を行ったことが確実に認められること
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること

「リビングマルチ」とは…5割以上低減する取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組

3 化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**草生栽培**を組み合わせた取組

《草生栽培のチェックポイント》

- ①□ 購入伝票等により標準播種量以上に播種を行ったことが確実に認められること
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること

「草生栽培」とは…5割以上低減する取組を行う園地に麦類や牧草等を作付けする取組

4 化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**冬期湛水管理**を組み合わせた取組

《冬期湛水管理のチェックポイント》

- ①□ 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置、漏水防止措置が講じられること
- ②□ 市町村等が作成した地域の生物多様性保全に関する計画に即して実施される取組であること

「冬期湛水管理」とは… 冬期間の水田に水を張る取組

5 有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）

《有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）のチェックポイント》

- ① 化学肥料・農薬を使用していないこと（使用可能な資材についての特例あり）
- ② 遺伝子組換え技術を利用しないこと

注 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認定を取得する必要がありますのでご注意ください。

6 化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と特認取組（国が承認を行った取組）を組み合わせた取組

- ・承認を受けた都道府県、地域、取組、作物において取り組むことが可能です。
- ・特認取組の詳細については、都道府県、市町村にお問い合わせください。

《留意事項》

- ・農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる取組が支援の対象となります。

《支援の対象となる取組のイメージ》

※作物は例示です。

	H23年度	H24年度	H25年度
5割低減 ＋ カバークロープ		カバークロープ（れんげ） → 水稻（5割低減）	カバークロープ（れんげ） → 水稻（5割低減）
			注 H25年度の支援対象
5割低減 ＋ リビングマルチ		リビングマルチ（麦類） → 大豆（5割低減）	
5割低減 ＋ 冬期湛水管理		水稻（5割低減） → 冬期湛水管理	H24年度の支援対象
有機農業		有機農業（水稻）	

注 年度をまたいで行われる支援対象取組については、取組の終了後に支援を行います。

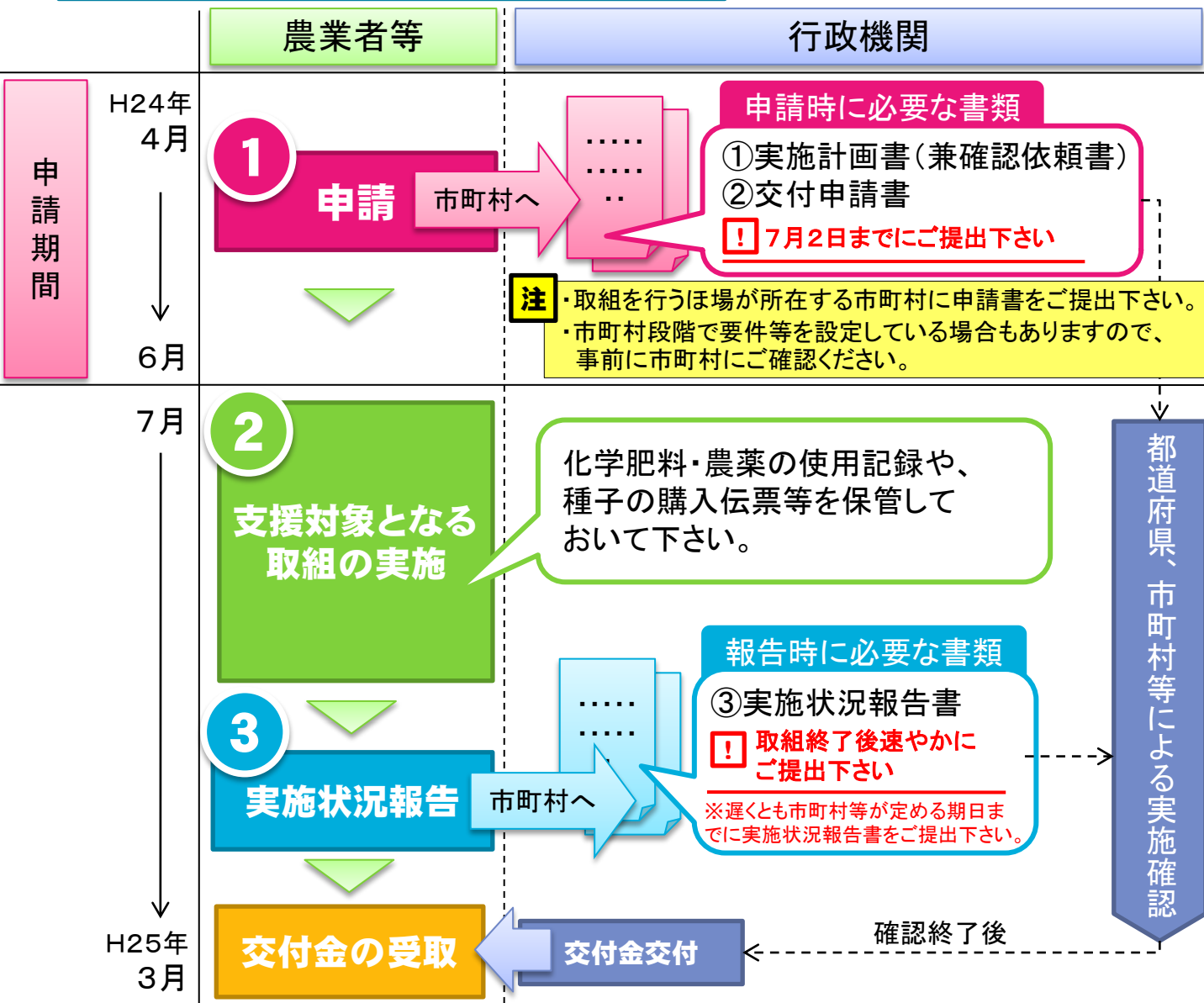
3 支援の水準

○ 国の支援単価は **4,000円／10a** です。

（特認取組の支援単価は取組ごとに異なりますので、別途お問い合わせください。）

- 注**
- ・国は、地方公共団体が国と同額（4,000円／10a）の支援を行う取組に対して交付金を交付します（取組の実施に伴う追加的コストを、国と地方公共団体が1：1の負担割合で支援）。
 - ・交付金は、申請面積全てではなく、取組面積（畦畔等を除いた実施状況確認後の面積）に応じて交付します。また、支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合の取組面積は、延べ作付面積ではなく、1作分の作付面積です。
 - ・国は国の予算の範囲内で交付金を交付するため、全国の申請額が国の予算を上回った場合は、交付金が減額されることがありますのでご承知ください。

4 交付金の交付までの流れ



注

- 「カバークロープ」「リビングマルチ」「草生栽培」「冬期湛水管理」「有機農業」「特認取組」「5割低減」の取組のいずれかが7月2日までに終了する場合は、受付開始以降速やかに市町村に必要書類を提出してください。
- 支援対象取組が平成25年度にまたいで行われる場合は、原則として支援対象取組が開始される前に、実施計画書(兼確認依頼書)を提出する必要があります。

問い合わせ先

地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 農政推進課	011-642-5473	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-224-4511
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0067	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9591
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313			

※ 環境保全型農業直接支援対策の詳細なパンフレット、申請様式、要綱・要領は以下のアドレスに掲載していますのでご覧ください。本パンフレットについて不明な点があれば上記の問い合わせ先にお問い合わせください。
また、取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行うほ場が所在する市町村に確認してください。